【給与支払報告書（個人別明細書）の提出について】

所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、前年中に支払った給与等について、給与支払額の多少に関わらず、アルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の１月１日現在における住所地の市区町村長にご提出していただきますようお願いいたします。

【提出期限】令和９年２月１日

※課税事務を円滑に進めるため、令和９年１月１５日までのご提出にご協力をお願いいたします。

【 提 出 先 】〒442-8601
豊川市諏訪１丁目１番地
豊川市役所　市民税課　宛

【 給与支払報告書（総括表）の記入漏れが多いところ 】

下の表に挙げている点は、例年記入漏れなどが多く課税事務に支障をきたすことがありますので、特にご注意いただくようお願いいたします。

記入漏れなどが多いところ	チェック欄
受給者総人員・報告人員を記入しましたか？ ※受給者総人員は、事務所（事業所）全体の従業員数です。	□
普通徴収該当者については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に**該当理由記号**又は**理由**を記入しましたか？ ※普通徴収切替理由書を使用する場合は、省略できます。	□
普通徴収切替理由書を挟みましたか？ 普通徴収切替理由書は**宛名用紙**の**裏面**にございますので、お使いください。	□

【 給与支払報告書（総括表）の提出に関する注意 】

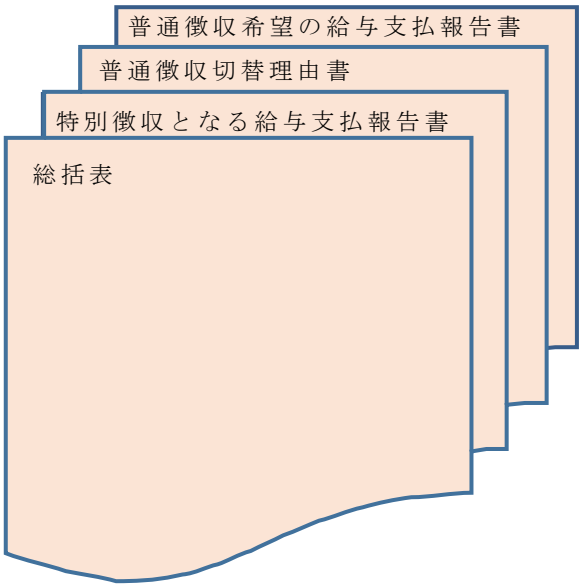
豊川市を含む東三河８市町村では、受給者総人員が３名以上かつ豊川市在住の従業員が在籍する事業者を特別徴収義務者として指定します。ただし、下記に該当する者は普通徴収にすることができますので、必ず**給与支払報告書の摘要欄に下記の該当理由記号（普Ａ～普Ｆ）又は普通徴収切替理由を記載してください。**

普Ａ：受給者総人員（普Ｂから普Ｆの該当者を除く）が２名以下
普Ｂ：他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者
普Ｃ：毎月の給与が少なく税額が引けない
普Ｄ：給与の支払いが不定期（給与が毎月支給されない）
普Ｅ：普通徴収として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）
普Ｆ：退職者・休職者又は５月末日までに退職予定・休職予定の者

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）を普通徴収希望の給与支払報告書の前に挟んでいただいても構いません。ただし切替理由書の理由記号ごとの人数と合計人数、添付していただく普通徴収希望の給与支払報告書と枚数（人数）が一致するようにしてください。人数が一致しない場合は、特別徴収になる可能性がありますのでご注意ください。

参考

《普通徴収切替理由書を使用した提出時の綴り方》



普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が２人以下 （下記「普B」から「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）	人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与支払いが不定期 （例：給与の支払いが毎月ではない）	人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者または退職予定者（５月末日まで）	人
合　計		人

※給与支払報告書の摘要欄に、上記の理由符号を記入してください。ただし、退職者（予定者含む）と乙欄該当者は、所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。
※この用紙を該当の給与支払報告書（個人別明細書）の表紙にして、クリップや輪ゴムでまとめ、総括表とともに提出してください。
※ホッチキスは使用しないでください。

普通徴収切替理由書が必要な方は、送付希望のご連絡をいただくか、当市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

○豊川市ホームページからのダウンロード手順　（ページＩＤ：２９７３）

トップページ→くらし・手続き→税金→個人市県民税
→給与支払者の方へ→令和９年度（令和８年分）給与支払報告書の提出について

【 給与支払報告書（個人別明細書）の提出について 】

注１　受給者の**個人番号及びフリガナ**は記入しましたか？

注２　海外に住んでいる扶養親族の人数を記入しましたか？

注３　特定親族特別控除の額は記入しましたか？

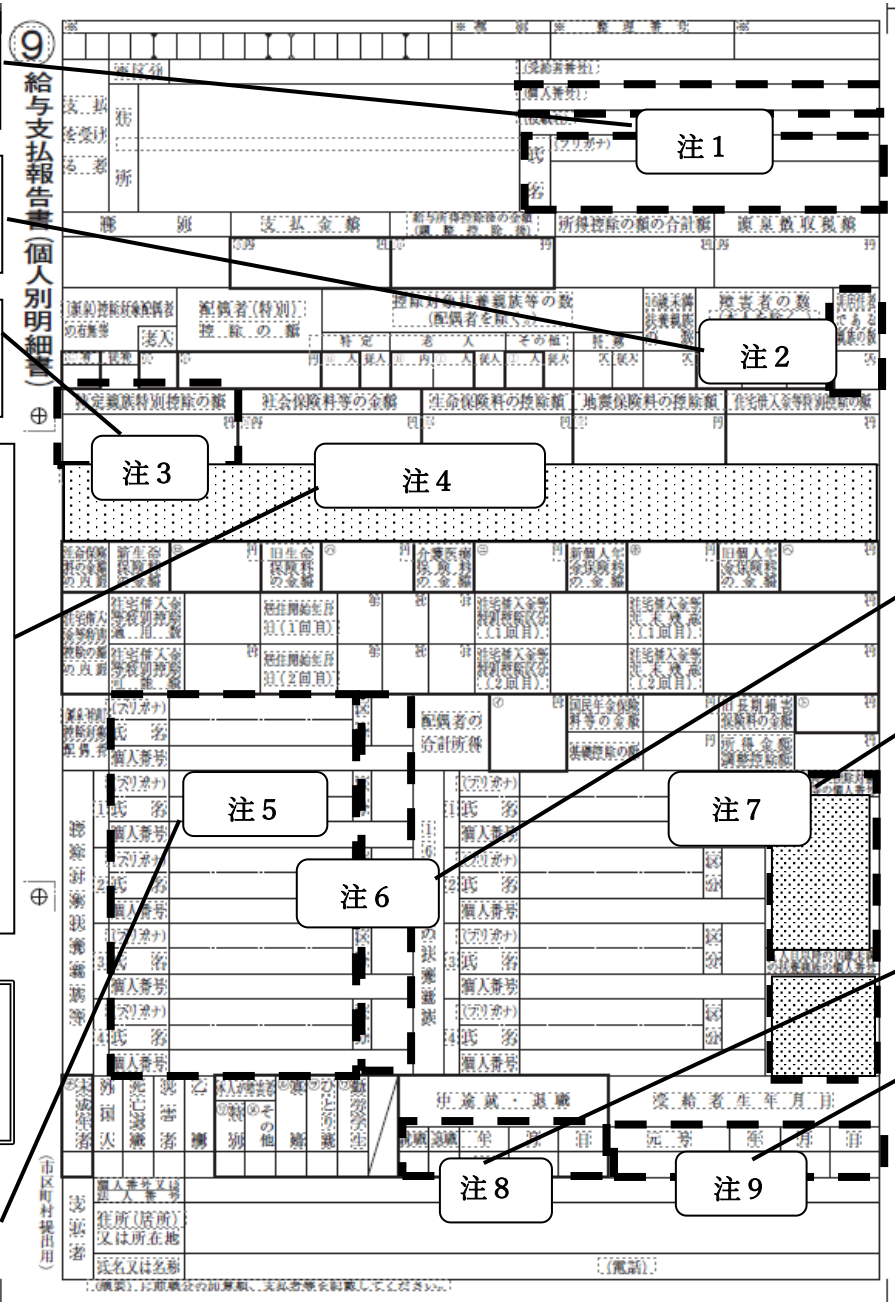
注４－１　摘要欄に**普通徴収該当理由記号又は理由**の記入をしましたか？
電子提出の場合も同様です。

注４－２　前職分や他社分の**支払額、社会保険料控除額、支払者名等**を記入しましたか？

注４－３　提出後に誤りが判明した場合は、正しい内容で再作成し、**「訂正分」**と記入してください。

※**普通徴収切替理由**については裏面【給与支払報告書（総括表）の提出に関する注意】をご覧ください。

注５　扶養親族の**氏名、個人番号**は記入しましたか？



所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、前年中に支払った給与等について、給与支払額の多少に関わらず、アルバイト・パート、役員等を含むすべての従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の１月１日現在における住所地の市区町村長に提出することが法令で義務付けられています。

注６　海外に住んでいる扶養親族の区分欄に「○」を記入しましたか？

注７　５人目以降の扶養親族の個人番号、氏名を記入しましたか？
16 歳未満の場合→氏名の後に「(年少)」
海外に住んでいる場合→氏名の後に「(非居住者)」

注８　**就・退職年月日**を記入しましたか？

注９　受給者の**生年月日**は記入しましたか？

□

□